

内閣府本府政策評価実施計画 新旧対照表

平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p style="text-align: right;">平成24年__月__日 内閣総理大臣決定</p> <p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成24年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1 計画期間</p> <p>平成24年度の1年間とする。</p> <p>3 評価の実施方法等</p> <p>2に掲げられた政策について、基本計画5で定められた実施体制のもとで、平成24年度に事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策</p> <p>個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙1に掲げられた政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）</p>	<p style="text-align: right;">平成23年12月7日 内閣総理大臣決定</p> <p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成23年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。</p> <p>1 計画期間</p> <p>平成23年度の1年間とする。</p> <p>3 評価の実施方法等</p> <p>2に掲げられた政策について、基本計画5で定められた実施体制のもとで、平成24年度に事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 政策評価体系に基づき対象とする政策</p> <p>個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙1に掲げられた政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）</p>

平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
<p>は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。</p> <p>政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、6月末を目途に公表する。</p> <p>調整部局は、政策評価書を予算要求等において活用することとする。</p> <p>(2) 租税特別措置等に係る政策</p> <p>政策所管課等は別紙2に掲げられた政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課及び官房企画調整課（以下「企画調整課」という。）に提出する。</p> <p>政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。</p> <p>企画調整課は、政策評価書を税制改正要望において活用することとする。</p>	<p>は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。</p> <p>政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、6月末を目途に公表する。</p> <p>調整部局は、政策評価書を予算要求等において活用することとする。</p> <p>(2) 租税特別措置等に係る政策</p> <p>政策所管課等は別紙2に掲げられた政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課及び官房企画調整課（以下「企画調整課」という。）に提出する。</p> <p>政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。</p> <p>企画調整課は、政策評価書を税制改正要望において活用することとする。</p> <p>(3) <u>東日本大震災に係る取組</u></p> <p>平成23年度においては、（1）及び（2）で定める事後評価のほか、<u>政策の実施状況を確認し、政策の成果や課題を把握するため、</u></p>

平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）	平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（現行）
	<p><u>別紙 1 の部局ごとに、東日本大震災に係る取組の評価を別紙 4 の様式に基づき行うこととする。</u></p>